

「情報基盤システムの設計・構築及び運用・保守業務」の意見招請に対する意見の回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への回答
例	(調達仕様書(案)、別添資料○等を記載)	(該当頁記載)	(該当する章、項を記載(例:2.2 本事業及びサービスの概要))	(ポイントを明確にして意見概要を記載)	(意見の提出理由を記載)	(補足資料がある場合は、資料名、該当頁等を記載)		
1	調達仕様書(案)	8	1.6 作業スケジュール	図表1-6-1 想定する作業スケジュールには、R9.12の運用終了後の機器撤去スケジュールが記載されておられません。「運用終了後、1ヶ月の間」に貴館職員様と調整の上、日程を決定する」というような目安を明示頂けないでしょうか。	新旧システムの入替スケジュールに影響があるため。また運用終了後、すぐに旧システムが撤去された場合、システム切替に失敗した場合の代替手段が失われるため。		有	利用期間は令和5年1月4日～令和9年12月31日まで、契約期間は契約締結日～令和10年1月31日までとし、設置した全ての環境は令和10年1月31日までに撤去することとします。 1.5 契約期間と利用期間 契約期間 契約締結日から令和10年1月31日まで 利用期間 令和5年1月4日から令和9年12月31日まで 1.6 作業スケジュール 令和4年12月31日までに全ての環境(サーバ機器、PC、回線等)の構築・設置を終了し、令和5年1月4日から利用できる状態とすること。設置した全ての環境は、令和10年1月31日までに撤去すること。
2	調達仕様書(案)	8	1.6 作業スケジュール 図表1-6-1 想定する作業スケジュール	図表1-6-1 想定する作業スケジュールの図にある「設計・構築フェーズ」で「システム切換え・引継ぎ」期間は令和4年12月の1ヶ月間の記載があります。一方、-66-頁の別紙1 要件定義書案「3.16引継ぎに関する事項」図表3-16-1 引継ぎに関する事項 項番1の記載において、次期情報基盤システムから次々期情報基盤システムの「期間」は2ヶ月」記載されています。図表1-6-1の引継ぎ期間を 図表3-16-1 引継ぎ期間に合わせて2ヶ月にしていたらいいでしょうか。	要件の明確化のため。		有	現行基盤システム事業者からの引継ぎ期間は2ヶ月間の予定です。図表1-6-1にスケジュールを追記します。
3	調達仕様書(案)	12	2.1(5) システム切替え	「システム切替えにあたっては、現行情報基盤システムの運用・保守事業者との密接な連携を図り、円滑な作業の実施に努めること。」と記載がございますが、各種調整(会議体開催や依頼事項(手順連携含む))を主体的に実施するのは請負事業者と考えております。「システム切替えにあたっては、現行情報基盤システムの運用・保守事業者に対し主体的に各種調整を行い、円滑な作業の実施に努めること。」といった記載への変更をご検討頂けないでしょうか。	現行情報基盤システムの運用・保守事業者に求められる内容を確認するため。		有	ご意見のとおり修正します。 2.1(5) システム切替え システム切替えにあたっては、現行情報基盤システムの運用・保守事業者に対し主体的に各種調整を行い、円滑な作業の実施に努めること
4	調達仕様書(案)	18	2.4 提出物の範囲、提出期日等 図表2-4-1 提出物及び提出期日	図表2-4-1 提出物及び提出期日にある「No23 引継ぎ文書 提出期日 令和8年12月下旬」との記載があります。これに関係して、-7-頁に「1.5 契約期間 契約締結日から令和9年12月31日まで」の記載があります。契約終了が令和9年12月31日ですので、提出物の提出期日は令和9年12月下旬ではないでしょうか。	要件の明確化のため。		有	ご意見のとおり修正します。 図表2-4-1 引継ぎ文書 提出期日 令和9年12月下旬
5	調達仕様書(案)	18	※「4.4 情報セキュリティに関する事項」…	左記を示す場所は、-22-頁の「4.4 セキュリティに関する事項」でよろしいでしょうか	名称が異なるため。		有	ご意見のとおり修正します。
6	調達仕様書(案)	25	4.4 セキュリティに関する事項 (1) セキュリティに関する事項	「14) 請負事業者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ(アプリケーション・プログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。)の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。」との記載がありますが、「ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ」との記載について、本業務では開発・作成は含まないとの認識に相違はありますでしょうか。また、-75-頁の別紙2 提供サービス・機能一覧(案) 6. グループウェアサービス に電子掲示板機能・社内ポータルサイトの各種設定の記載があるため、確認させていただきます。	要件の明確化のため。		無	ご認識のとおりです
7	調達仕様書(案)	29	5. 応札者が閲覧できる資料一覧	以下を閲覧資料とする。 ① 情報・研修館執務室拠点フロアレイアウト ② 情報・研修館防災等復旧・応急対策マニュアル ③ 情報・研修館セキュリティポリシー 第7版」の記載について、システム設計書、運用設計書等の閲覧を追加していただけないでしょうか	要件の確認のため。		有	閲覧資料に追加します。 ① 情報・研修館執務室拠点フロアレイアウト ② 情報・研修館防災等復旧・応急対策マニュアル ③ 情報・研修館セキュリティポリシー 第7版 ④ 設計書(基本設計・詳細設計) ⑤ 運用・保守計画書 ⑥ 運用・保守設計書 ⑦ 運用・保守実施要領 ⑧ 各種管理台帳(様式) ⑨ 運用・保守報告書(月次) ⑩ 問題・変更・リリース管理台帳
8	別紙1 要件定義書(案)	38 他	3.4 性能に関する事項 他「SLA対象」についての記載	仕様書全般にわたりSLAについての記載がございますが、入札に参加できる事業者が限られてしまうため、競争性の確保の観点から記載の削除をお願いいたします。			無	当調達において設定するSLAは、情報・研修館職員が安心して情報基盤システムを利用するために必要な最低限の品質保証となるため、SLAを要求します。ただしSLA項目の値については、必要に応じてサービス開始までに情報・研修館職員と請負事業者の協議により決定することが可能です。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への回答
9	別紙1要件定義書(案)	39,40	3.5信頼性に関する事項 (1)可用性要件 図表3-9-1 定常時 目標復旧時間の設定対象と設定値 イ 可用性に係る対策	P51「図表3-11-4 回線要件」とおり、拠点WAN回線はシングル構成となるため、99.9%以上の稼働率保証は難しいと考えます。シングル構成の拠点WAN回線は対象外にするなど、記載内容の見直しをご検討頂けないでしょうか。	拠点WAN回線がSLA対象となる場合、WAN構成の見直しが必要となるため。		有	執務室では情報・研修館が別途契約するインターネット回線を利用して業務を行えるため、拠点WAN回線はSLA要求対象から外します。 図表3-5-1の下の説明に追加 <u>シングル構成のWAN回線は目標値、SLA設定対象外とする。</u>
10	別紙1要件定義書(案)	40	3.9継続性に関する事項 (1)継続性に係る目標値 ア 定常時 図表3-9-1 定常時 目標復旧時間の設定対象と設定値	図表3-9-1 定常時 目標復旧時間の設定対象と設定値の「目標値 3時間以内」の記載について、3時間以内のカウントはどの時点が開始でしょうか。	要件の明確化のため。		無	開始時点は以下の想定です。 オンライン機器：ログ等で障害を検出した時間 外部サービス：サービスが発表する障害発生時間 ただし開館日9:00~17:00以外の時間帯に検知された障害は、開館日の9:00からカウントを開始します。
11	別紙1要件定義書(案)	42	3.9継続性に関する事項 (2)継続性に係る対策 図表3-9-3 バックアップ対象データに関する目標復旧時点と保管期間	図表3-9-3 バックアップ対象データに関する目標復旧時点と保管期間について、各バックアップ対象データを取得する周期及び、世代管理の要件についてご提示いただけないでしょうか	要件の明確化のため。		有	目標復旧時点が24時間のため、日々更新のあるデータの周期は日次、保管期間が1年以上のため、世代は365+1世代の想定です。 ただしファイルサーバ(共有ストレージサービス)の保管期間は7日以上に変更します。 図表3-9-3 5 ファイルサーバ(共有ストレージサービス)のデータ 保管期間 7日以上
12	別紙1要件定義書(案)	42	3.9継続性に関する事項 (2)継続性に係る対策	「・障害や大規模災害等により情報システムの設置場所が完全に消失した場合に備え、テープ装置、ストレージ、外部サービスが提供するバックアップサービス等を利用し、情報基盤システムの設置場所から100km以上離れた場所にバックアップデータを月次で取得・保管すること。」における「情報基盤システムの設置場所」とは、データセンタとの認識で正しいでしょうか。	要件の明確化のため。		無	ご認識のとおりです
13	別紙1要件定義書(案)	44	3.10情報セキュリティに関する事項 図表3-10-1 情報セキュリティ対策要件 侵害対策 不正プログラム対策 不正プログラムの感染防止	メールセキュリティの要件として、下記の通り要件の追加をご提案いたします。 「Office系ファイルへのマクロを除去する機能を有していること。」	近年、Microsoft Officeなどのマクロ機能を悪用したファイル添付により、マルウェアに感染させる攻撃が増えています。対策として本機能を有することを推奨いたします。		有	マクロ機能に限らず、未確認添付ファイルや疑わしい添付ファイルの振る舞いをチェックし、対処する機能が必要との認識です。 当該項目記載のメールに関する要件は、別紙2提供サービス・機能一覧7.1. (2)セキュリティ要件 に以下の通りに統合します。 別紙2提供サービス・機能一覧 7.1.(2)セキュリティ要件 ・迷惑メール対策として、疑わしいURLへのアクセスや未確認添付ファイル、疑わしい添付ファイルの振る舞いをチェックし対処する機能。スパムメールのフィルタリング機能を備えること。また館外からのメールは全てプレーンテキストに変換できること。 ・マルウェアを検知した際は、件名やヘッダへ任意の文字列を付与できることが望ましい。
14	別紙1要件定義書(案)	44	3.10情報セキュリティに関する事項 図表3-10-1 情報セキュリティ対策要件 侵害対策 不正プログラム対策 不正プログラムの感染防止	メールセキュリティの要件として、下記の通り要件の追加をご提案いたします。 「迷惑メールフィルタ機能を有すること。また、迷惑メール判定エンジンはオープンソース製品を利用せず、仕様が一般に公開されていない異なる2社以上の商用ベンダーのエンジンを搭載していること。」	セキュリティという観点から迷惑メール対策は必須要件と考えます。 また、信頼性という観点から複数社のエンジンを搭載すること及びオープンソース除外を推奨いたします。 オープンソースを利用した場合、悪意ある第三者も含め、その仕組みを見ることが可能ですので攻撃されるリスクが高まると考えられます。そのためオープンソース除外を推奨いたします。		有	迷惑メールへのフィルタリング対策は必要との認識です。コスト面も鑑みて脆弱性への対応が迅速になれるオープンソースは利用して良いと判断いたします。システム全体では、受信メールのフィルタ機能以外にも多層的な防御を行う為、受信メールフィルタのみでの多層防御は求めません。 当該項目記載のメールに関する要件は、別紙2提供サービス・機能一覧7.1. (2)セキュリティ要件 に以下の通りに統合します。 別紙2提供サービス・機能一覧 7.1.(2)セキュリティ要件 ・迷惑メール対策として、疑わしいURLへのアクセスや未確認添付ファイル、疑わしい添付ファイルの振る舞いをチェックし対処する機能。スパムメールのフィルタリング機能を備えること。また館外からのメールは全てプレーンテキストに変換できること。
15	別紙1要件定義書(案)	44	3.10情報セキュリティに関する事項 図表3-10-1 情報セキュリティ対策要件 侵害対策 不正プログラム対策 不正プログラムの感染防止	メールセキュリティの要件として、下記の通り要件の追加をご提案いたします。 「アンチウイルスフィルタ機能を有すること。また、アンチウイルスエンジンは、多層的なフィルタリングによる検知精度向上のため、異なる2社以上の商用ベンダーのエンジンを搭載していること。」	セキュリティという観点からウイルスメール対策は必須要件と考えます。 また、信頼性という観点から複数社のエンジンを搭載することを推奨いたします。多層的なフィルタリングによる検知精度の向上より、特徴が異なるエンジンで多段階構成をとることにより、様々な脅威に対して幅広く対策することが可能と考えます。		有	ウイルスメールへの対策は必要との認識です。システム全体では、受信メールのフィルタ機能以外にも多層的な防御を行う為、受信メールフィルタのみでの多層防御は求めません。 当該項目記載のメールに関する要件は、別紙2提供サービス・機能一覧7.1. (2)セキュリティ要件 に以下の通りに統合します。 別紙2提供サービス・機能一覧 7.1.(2)セキュリティ要件 ・迷惑メール対策として、疑わしいURLへのアクセスや未確認添付ファイル、疑わしい添付ファイルの振る舞いをチェックし対処する機能。スパムメールのフィルタリング機能を備えること。また館外からのメールは全てプレーンテキストに変換できること。
16	別紙1要件定義書(案)	44	3.10情報セキュリティに関する事項 図表3-10-1 情報セキュリティ対策要件 侵害対策 不正プログラム対策 不正プログラムの感染防止	メールセキュリティの要件として、下記の通り要件の追加をご提案いたします。 「マルウェアを検知した際は件名やヘッダへ任意の文字列の付与が行えること。」	利用者側で、有害なメールとそうでないメールを容易に判別できることが望ましいと考えます。		有	必須要件ではありませんが、利用者にとって有益な機能なため、任意要件として追加します。 別紙2提供サービス・機能一覧 7.1.(2)セキュリティ要件 マルウェアを検知した際は、件名やヘッダへ任意の文字列を付与できることが望ましい。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への回答
17	別紙1要件定義書(案)	48	3.11情報システム稼働環境に関する事項 イ 外部サービス(クラウドサービスの場合)の要件	「ISMAPPに登録されているクラウドサービスを利用すること。」との要件がございますが、「ISMAPPに登録または登録を予定しているクラウドサービスを利用すること。」に修正頂けないでしょうか。	提案するクラウドサービスの選択肢を広げるため。		有	利用可能なクラウドサービスの要件を、ISMAPPに登録もしくは令和4年3月末日までに登録されるクラウドサービスに変更します。 3.11.(2)外部サービス イ 外部サービス(クラウドサービスの場合)の要件 ・ISMAPPに登録もしくは令和4年3月末日までに登録される クラウドサービスを利用すること
18	別紙1要件定義書(案)	56	3.11情報システム稼働環境に関する事項 (5)ネットワーク (6)LAN要件 (7)無線LAN	「ESSID及びパスワードによる認証を行うこと。」と記載がございますが、証明書を利用した認証の要件があるため不要と考えます。削除頂けないでしょうか。	証明書を利用するのであれば、パスワードによる認証要件は不要のため。		有	証明書導入もしくはパスワードによる認証を要件とします。 <u>不正な接続を防止するために、クライアントPCへのIEEE802.1x認証用証明書の導入、もしくはESSIDのパスワード認証を行うこと。</u>
19	別紙1要件定義書(案)	60	3.13 切替えに関する事項 図表3-13-2 移行対象データ一覧(職員等実施)	共有ストレージおよびデータレスPC 個人用デスクトップ領域データのデータ移行を全て利用者様にて対応する場合、以下の懸念点があると考えます。 <懸念点> ・ラックやNW機器(無線AP含)、端末など設置場所を考慮すると、拠点では一括切替になると想定しており、現実的に並行稼働(端末が2台稼働)期間を設けてデータ移行可能か。 ・移行漏れデータや移行時の操作ミスによるデータ削除の復元等の救済対応はどのように実施するのか。 ・WANへの負荷を避けるため、DVDドライブ等での移行を検討されていると思われませんが、DVDに書き込み可能な端末、外付けドライブ、もしくはUSBメモリとを利用し必要数を準備し、移行期間中に対応可能か。 上記より、利用者様にてデータ移行を実施される場合におきましても、請負業者と協力し、利用者様の作業期間や実現方式等を十分に検討した上で移行方式を確立させる必要があると考えます。 利用者様にてデータ移行を実施する場合でも、作業期間や実現方式を請負業者に提案させる、又はデータ移行は全て請負業者の作業範囲とするなどご検討頂けないでしょうか。	現状の要件では、請負業者にてデータ移行支援やスケジュール等の考慮が不要と読み取れてしまい、重要なデータが移行できないといった問題が発生する可能性があるため。		有	利用者がデータ移行を実施するに当たり、手順整備及び移行作業の支援を行うことを要件に追加します。 3.13 切替えに関する事項 (1)データ移行 以下については、システムの利用者が自身でデータ移行を行うが、 <u>請負業者は必要に応じて、データ移行の手順及びデータ移行作業の支援を行うこと。</u>
20	別紙1要件定義書(案)	61	3.13 切替えに関する事項 (3)システム切り替え手順 オ 切替えの実施	「現行情報基盤システムの運用・保守事業者と協力して」と記載がございますが、主体作業(調整含む)は請負事業者となる認識のため、「必要に応じて現行情報基盤システムの運用・保守事業者に対し作業調整を行い」といった記載への変更をご検討頂けないでしょうか。	運用・保守業務にシステム切替(設計含)に関する要件は無いため。		有	ご意見のとおり修正します。 3.13 切替えに関する事項 (3)システム切り替え手順 オ 切替えの実施 <u>業務・システム切替え計画書IIに則り、本番データ移行、次期情報基盤システムへのシステム切替えの一連の作業を実施すること。必要に応じて現行情報基盤システムの運用・保守事業者に対して、作業調整を行うこと。</u>
21	別紙1要件定義書(案)	62	3.14 教育に関する事項 (2)教材の作成	利用者向けマニュアルは貴館にて作成すると記載がございますが、作成するマニュアルの種類は貴館にて検討されるのでしょうか。もしくは請負業者にて、利用者側が操作する上で不足が無いようマニュアルの種類を提示し、素材を提供するのでしょうか。また、素材提供は画面のみでしょうか。画面を操作するための簡易操作(「左ペインのxxを押し」等)も併せて提供する必要がある場合は、記載内容の見直しを検討頂けないでしょうか。	利用者マニュアルのボリューム及び素材提供における対応内容を明確にするため。		無	作成する利用者向けマニュアルの種類はINPITが検討します。 提供を依頼する素材には簡易操作も含まれます。 ただしINPIT職員がマニュアルを作成する時点(令和4年11月後半～12月前半を想定)にINPIT職員が受入テストで対象画面を操作できる場合は、素材の提供は不要です。 現時点で想定しているマニュアル化対象操作 ・初回ログイン・ログイン ・リモート接続 ・メール接続 ・プリンタ設定 ・組織共有領域接続
22	別紙1要件定義書(案)	62	3.15運用・保守に関する事項 (1)運転管理・監視等要件 ア 基本要件	「情報・研修館運用管理者からの問い合わせ、依頼申請等の受付時間は開館日の8時30分～18時15分とする。作業時間は、原則開館日の9時00分～17時00分とする。」との記載について、別紙3 運用保守作業項目一覧 項番18「依頼申請対応」では、「対応時間 開館日9:00～17:00」との記載です。 依頼申請等の受付時間は開館日の8時30分～18時15分ですよろしいでしょうか。	要件の明確化のため。		有	依頼申請の受付時間も、開館日の9時00分～17時00分とします。ただし障害発生等の緊急時においてはこの限りではないことをご認識下さい。 3.15運用・保守に関する事項 (1)運転管理・監視等要件 ア 基本要件 情報・研修館運用管理者から問い合わせ、依頼申請等の受付時間、及び作業時間は、原則開館日の9時00分～17時00分とする。
23	別紙1要件定義書(案)	66	3.16引継ぎに関する事項 図表3-16-1 引継ぎに関する事項 項番2	引継ぎ内容として「バックアップ保存対象データ 図表3-9-3 項番1, 2, 3, 5, 6」と記載されておりますが、項番5は「ファイルサーバ(共有ストレージサービス)のデータ」となっており、サイズが大きいため電磁的記録媒体での提供は難しいと思われます。また、本データは次期システムにおいてユーザー様が移行する対象となっているため、次々期についてもユーザー様もしくは次々期の請負業者様による移行になると想定され、データの引継ぎは不要ではないでしょうか。	引継ぎ内容として実現性が困難と思われるため。		無	項番5「ファイルサーバ(共有ストレージサービス)」は1.5TBのため、外部電磁的記録媒体への格納は可能と想定します。 契約期間終了後にセキュリティ観点から確認する事も考えられるため、項番5「ファイルサーバ(共有ストレージサービス)」も対象といたします。 「ファイルサーバ(共有ストレージサービス)」については、INPITが管理する外部電磁的記録媒体への保存も可能といたします。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への回答
24	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	70	1. 認証基盤サービス	利用者数について「別紙1要件定義書(案)」の「P.1 (2) 利用場所及び利用人数」では、198名と情報基盤システム請負業者利用数となっており、利用者人数に差異がございます。どちらに合わせるかご指示頂けないでしょうか。 認証基盤サービス利用者: 200人 INPIT 運用管理者: 3人	購入するライセンスに影響があり、要件を明確にするため。		有	記載不備のため修正します。 ・利用者数 200名 (INPIT運用管理者3名含む) ・端末 230台 (キッティング対象200台、キッティング不要30台 (予備機)) ・データレスPC利用者 197名 なお、複合機スキャン機能で利用するメールアドレス、組織メールアドレス等も仕様書で定義する数量が必要となります。 別紙1 要件定義書 図表1-1-1 INPIT本部 人数 155人 別紙2提供サービス・機能一覧 1. 認証基盤サービス 利用者数 認証基盤サービス利用者200人 (INPIT運用管理者3人含む) 2. クライアントサービス クライアントPCを230台用意すること。200台に対してキッティングを行い、残り30台は予備機としキッティングは不要とする。 P.72 データレスPCサービス データレスPC利用者: 197人 P.74 5.共有ストレージサービス ・データレスPCプロフィール領域は、最大30名の増員を想定した容量を準備すること。
25	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	71	2. クライアントPC サービス	生体認証が必須であることを明確にするため、以下のような文言追加をご検討頂けないでしょうか。 「生体認証が失敗した状態では、サインインはできない仕組みとし、回避する場合は管理者へ連絡するなど、運用で対応可能な範囲で救済措置がとれること。」など。	生体認証が失敗した場合、ID・PWでのサインインを許可するのかが、しないのか要件を明確にするため。		有	生体認証を失敗した状態ではログインできない仕組みとし、登録困難者や認証困難者が発生した場合の回避手段も合わせて提案する要件を追加します。 2. クライアントPCサービス ・生体認証を失敗した状態ではログインできない仕組みとし、登録困難者及び認証困難者が発生した場合の回避手段も合わせて提案すること
26	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	71	2. クライアントPC サービス	「JIS標準配列準拠」ではなく「JIS配列準拠」に緩和頂けないでしょうか。	JIS標準配列について、特殊キーについては厳密に定められておらず、メーカ各社で配列が異なるため。		有	ご意見のとおり修正します。 2. クライアントPCサービス 12 キーボード JIS配列準拠、キーピッチ18mm以上
27	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	77	7. コミュニケーションサービス 7. 1 メール機能 (2) セキュリティ要件	送信ドメイン認証の要件として、下記の通り要件の追加を御提案いたします。 「なりすましメールを防ぐためのドメイン認証として SPF (Sender Policy Framework : RFC4408)、DKIM (Domain Keys Identified Mail : RFC4871)、DMARC (Domain based Message Authentication Reporting & Conformance: RFC7489) に送信信とも対応していること。またDMARCについては検証結果の割合と傾向をグラフで確認する機能を有すること。」	政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等におきましても、電子メールのなりすまし防止策を講じることが求められているため、必須要件と考えます。また、提案事業者毎に送信ドメイン認証の実現方法がふれないようにするため、具体的な記述を推奨いたします。 また、DMARCについては、検証結果をグラフにて可視化することで、効率的なセキュリティ対策が可能と考えます。		有	なりすまし防止策として、SPF、DKIM、DMARCに送信信とも対応していることを要件とします 7. 1. (2) セキュリティ要件 なりすましメールを防ぐためのドメイン認証として SPF (Sender Policy Framework : RFC4408)、DKIM (Domain Keys Identified Mail : RFC4871)、DMARC (Domain based Message Authentication Reporting & Conformance: RFC7489) に送信信とも対応していること
28	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	79	8. 複合機等サービス	「複合機の保守費用、トナー等の消耗品(用紙及びステープル針を除く)は、図表8-3複合機の月間想定利用枚数を参考に調達に含めること。」との記載がございますが、複合機の保守費用、トナー等の消耗品は想定利用枚数を参考に5年分の費用を調達金額に含めるという理解でよろしいでしょうか。	見積金額に影響があるため。		無	ご認識のとおりです
29	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	79	8. 複合機等サービス	認証印刷対象のプリンタ及び複合機で印刷する際は、利用者の印刷履歴の収集が可能であり、セキュリティ観点でも、印刷履歴の収集は要件として追加した方が望ましいと考えます。 2段落目の文末に「また、利用者のジョブ履歴を収集できること。」を追加するよう検討頂けないでしょうか。	印刷ログの収集は必要と考えられるため。		有	利用者のジョブ履歴を確認できること、の要件を追加します。 8.複合機等サービス ・認証機能を持つプリンタ・複合機(以下、「複合機等」という。)について、情報基盤システムの利用者向けにICカードを250枚用意し、任意の複合機等でICカード認証を行うことで、利用者の印刷ジョブを認証したフロア複合機等から出力できること。また、利用者のジョブ履歴を収集できること。
30	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	82	8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様分類 : 複合機 カラー	■コピー機能 「⑦連続複写速度 (A4 ヨコ片面) モノクロ: 65枚以上/分 カラー: 65枚/分以上」との記載について、モノクロ: 50枚以上/分 カラー: 50枚/分以上に要件を緩和していただけないでしょうか。	対象機種が限定されるため。		無	カラー複合機については現行の実績をもとに試算しており、65枚/分以上の性能でない業務が滞る可能性があるため、業務上必須要件といたします。(モノクロについては後述の通り要件緩和いたします)
31	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	82	8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様分類 : 複合機 カラー	■フィニッシャー ②ステープル 「・ステープル枚数: 65枚以上」との記載について、ステープル枚数: 50枚以上に要件を緩和していただけないでしょうか。	対象機種が限定されるため。		無	カラー複合機については現行の実績をもとに試算しており、65枚/分以上の性能でない業務が滞る可能性があるため、業務上必須要件といたします。(モノクロについては後述の通り要件緩和いたします)
32	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	84	8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様分類 : 複合機 モノクロ	下記の要件が記載されていますが、モノクロ複合機の要件となりますので、カラーについては削除頂けないでしょうか。 ⑦ 連続複写速度 (A4 ヨコ片面) モノクロ: 65枚/分以上 カラー: 65枚/分以上	誤記と思われるため。		有	誤記のため削除します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への回答
33	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	84	8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類: 複合機 モノクロ	■コピー機能 「⑦連続複写速度(A4ヨコ片面) カラー:65枚以上/分」との記載について、モノクロ複合機にカラーの連続複写速度の要件は不要ではないでしょうか。	要件の明確化のため。		有	誤記のため削除します。
34	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	84	8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類: 複合機 モノクロ	■コピー機能 「④ファーストコピー・タイム モノクロ:3秒以下」との記載について、ファーストコピー・タイム モノクロ:3.7秒以下に要件を緩和していただけないでしょうか。	対象機種が限定されるため。		有	ファーストコピータイムの要件については削除します。 スキャンの読み取り速度についても削除します。
35	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	84	8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類: 複合機 モノクロ	■コピー機能 「⑦連続複写速度(A4ヨコ片面) モノクロ:65枚以上/分 カラー:65枚/分以上」との記載について、モノクロ:50枚以上/分 カラー:50枚/分以上に要件を緩和していただけないでしょうか。	対象機種が限定されるため。		有	複合機モノクロに求める連続複写速度を55枚/分以上に変更します。 8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類: 複合機 モノクロ ■コピー機能 ... ⑦ 連続複写速度(A4ヨコ片面) モノクロ: <u>55枚/分以上</u> 想定機種 富士フイルムビジネスソリューション <u>ApeosPort-V 5080 N</u> RICOH <u>IM 6000</u>
36	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	84	8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類: 複合機 モノクロ	■フィニッシャー ②ステープル 「・ステープル枚数:65枚以上」との記載について、ステープル枚数:50枚以上に要件を緩和していただけないでしょうか。	対象機種が限定されるため。		有	複合機モノクロに求める連続複写速度を55枚/分以上に変更します。 8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類: 複合機 モノクロ ■フィニッシャー ... ② ステープル ・ステープル枚数: <u>55枚以上</u>
37	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	85	図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様	下記の要件について、本体のみの大きさであれば満たしますが、フィニッシャー増設要件があるため、フィニッシャーを増設した場合は<修正案>記載の大きさとなります。本体のみの要件かご検討頂けないでしょうか。 ■その他 ①大きさ(占有寸法) 幅1,491×奥行883(mm)以下 <修正案> ■その他 ①大きさ(占有寸法) 本体:幅1,491×奥行804(mm)以下 本体+フィニッシャー:幅1,874×奥行804(mm)以下	要件を明確にするため。		有	現在記載の寸法については本体のみとなっていたため、寸法について見直しを行います。 8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類: 複合機 モノクロ ■その他 ①大きさ(フィニッシャーを含めた占有寸法) 幅1,900 × 奥行880(mm)以下 P.83 8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類: 複合機 カラー ■その他 ① 大きさ(フィニッシャーを含めた占有寸法) 幅1,800×奥行880(mm)以下
38	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	86	8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類: 複合機 小型カラー	①印刷速度 「・連続プリント速度」で対象になる用紙サイズは何でしょうか。	要件の明確化のため。		有	用紙サイズの情報を追記します。 A4での印刷時となります。 8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類: 複合機 小型カラー ①印刷速度 ・連続プリント速度(A4ヨコ片面)

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への回答
39	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	86	8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類：複合機 小型カラー	⑦その他 「卓上におけるコンパクトタイプであること。」とは、どのような寸法でしょうか。	要件の明確化のため。		有	寸法を追記します。また想定機種に誤記があったため修正します。 8. 複合機等サービス 図表8-1 プリンタ・複合機に関する要件・仕様 分類：複合機 小型カラー ■その他 幅×奥行き×高さ：600mm×600mm×600mm以下 想定機種 Canon MF733Cdw RICOH RICOH IM C300
40	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	86	8. 複合機等サービス 図表8-3 複合機の月間想定利用枚数	「INPIT ブロック拠点」の複合機の月間想定利用枚数について提示していただけないでしょうか。	要件の明確化のため。		有	小型複合機のトナーなどの消耗品については、プリンタと同様本調達の対象外といたします。記載誤りであったため、修正いたします。 8. 複合機等サービス 複合機の保守費用、トナー等の消耗品(用紙及びステープル針を除く)は、図表8-3複合機の月間想定利用枚数を参考に調達に含めること。プリンタ、小型カラー複合機で利用するトナー等の消耗品は別調達とする。
41	別紙3 運用保守作業項目一覧	91	対応時間	別紙3 運用保守作業項目一覧の「対応時間」に多数記載のある「緊急性の高いものは、24時間365日…」との記載についての対象内容をご提示いただけないでしょうか。	要件の明確化のため。		無	SLAの稼働率及び障害回復時間に関連するインシデント対応作業、複数の端末・サーバー・マルウェアが検知されている状態、不正アクセスが検知されている状態を想定しています。
42	別紙3 運用保守作業項目一覧	91	対応時間	別紙3 運用保守作業項目一覧の「対応時間」に多数記載のある「業務に多大な影響を及ぼすものは、24時間365日…」との記載について、対象内容をご提示いただけないでしょうか。	要件の明確化のため。		無	メール機能、共有ストレージサービス、リモート接続サービス及びこれらを利用するために必要なその他のサービス・機能が10分以上利用できない場合を想定しています。 なお利用者が一般国民となるサービス(j-platpat.inpit.go.jp等)のドメイン維持管理作業(項番34)については、上述の基準とは異なる場合がございます。令和2年7月以降では、開館日9:00-17:00以外の作業を2回(平日18:00以降が1回、土曜が1回)依頼しました。
43	別紙3 運用保守作業項目一覧	91	項番5 構成管理	「-PCの払い出し等、試験PCの管理を行うこと」の記載の「試験PC」とは、今回調達されるクライアントPC 200台とは別のPCでしょうか。 また試験PCとはどのような用途でしょうか。	要件の明確化のため。		有	「-PCの払い出し等、試験PCの管理を行うこと」の一文を削除します。 項番88については、「利用申請されたソフトウェアの配布資材の試験は、原則として情報・研修館が行うが、情報・研修館にて試験を行えない場合は、請負事業者が試験を行うこと。」に変更します。 項番5 「-PCの払い出し等、試験PCの管理を行うこと」を削除 項番88 利用申請されたソフトウェアの配布資材の試験は、原則として情報・研修館が行うが、情報・研修館にて試験を行えない場合は、請負事業者が試験を行うこと。
44	別紙3 運用保守作業項目一覧	92	項番19 認証基盤サービス	運用項目の1つとして、「人事異動・組織変更に伴うアカウント情報変更」との記載がございますが、人事異動に伴う変更内容、件数、頻度、変更日の何日前までに情報を頂けるかの目安等について記載頂けないでしょうか。	人事異動は実施する内容によって大きく工数が異なり、運用工数と費用の見積適正化に必要であるため。		無	人事異動・組織変更に伴うアカウント情報変更依頼の実績を以下に記します。 人事異動 令和3年1月以降の依頼実績 ・インシデント数 15回 ・アカウント削除 計51名、アカウント追加計52名、アカウント属性変更計36名 ・4月異動の作業対象アカウント数が多くなります。令和3年4月実績 追加27名、削除31名、属性変更16名 ・作業日の5営業日前を目安に情報をご連絡 組織変更 平成30年1月以降の依頼実績 組織追加 4回、組織削除 3回、組織属性変更11回
45	別紙3 運用保守作業項目一覧	92	項番34 ドメインの維持管理	「情報・研修館職員が依頼する追加・更新対象レコードの記載内容を確認すること。」と記載されていますが、変更内容について記載内容の間違いがあるかの確認まで含まれますでしょうか。また、レコードの変更作業についての対応時間(開館日or開館日以外、開館時間or開館時間以外)や、変更後における動作確認間の待機についてはどのようにするか詳細を記載頂けないでしょうか。	運用を実施する上でのスキルや工数と費用の見積適正化に必要であるため。		有	申請内容不備の確認、変更後の動作確認時間の待機も含まれます。 項番34 情報・研修館職員が依頼する追加・更新対象レコード内容不備の確認、変更後の動作確認間の待機も行うこと。 作業時間は、作業対象DNSを利用する業務に多大な影響を及ぼすものは開館日または開館時間(19:15-22:00、7:00-7:30)それ以外は開館日(9:00-17:00)の想定です。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への回答
46	別紙3 運用保守作業項目 一覧	93	項番46 PC予防保守	「OSの大型アップデートが発生する際は、事前検証を行うこと。」と記載されておりますが、事前検証はOSの大型アップデートができるかどうかの検証だけではなく、ドライバ関連の不具合が発生していないか、また、インストール済みのアプリケーションなどが問題無く使用できるかなどの検証まで含まれておりますでしょうか。含まれている場合は検証内容詳細について記載頂けないでしょうか。	OSの大型アップデートは実施する内容や範囲によって大きく工数が異なり、運用工数と費用の見積適正化に必要であるため。		有	事前検証についての想定を追記します。 項番46 ・OSの大型アップデートが発生する際は、事前検証を行うこと。大型アップデートについては、最大7割のPCが在宅勤務環境(リモート接続)にあることを考慮し、十分な適用期間を設定し、情報・研修館の了承を得ること。情報・研修館職員がマニュアルに従って大型アップデート作業できる場合は、適用期間終了後のアップデート作業は、情報・研修館にて行う。事前検証は、ドライバ関連の不具合確認及び「別紙2提供サービス・機能一覧」に記載したサービス・機能を使える事の検証を想定している。ただし請負事業者環境で確認できない項目や、INPIT担当職員が確認できる項目は INPIT担当職員と協議の上で担当者を調整可能とする。
47	別紙3 運用保守作業項目 一覧	93	項番46 PC予防保守	OSの大型アップデートについて、アップデート期間中は毎日アップデートの実施状況を確認し、確認した結果を元に翌日の配布内容と範囲を決定して配布を行う認識で相違ございませんでしょうか。	OSの大型アップデートは実施する内容や範囲によって大きく工数が異なり、運用工数と費用の見積適正化に必要であるため。		無	確認頻度はOS大型アップデートの実施方法に依存しますが、全台のアップデートが完了したことを確認いただく必要がございます。
48	別紙3 運用保守作業項目 一覧	93	項番54 複合機・プリンタ導入及び利用停止対応	「新規複合機・プリンタ導入に伴う固定IPアドレスの抽出し及び既存機器の利用停止に伴う固定IPアドレスの削除を行うこと。」と記載されておりますが、「8.複合機等サービス」にて「任意の複合機等でICカード認証を行うことで、利用者の印刷ジョブを認証したフロア複合機等から出力できること。」とございます。この機能に関する設定や、機器を監視するアプリケーションの設定変更も必要になると想定されますので、認識に相違ございませんでしたらこの作業内容についても記載頂けないでしょうか。	運用工数と費用の見積適正化に必要であるため。		有	運用保守作業に、「任意の複合機等でICカード認証を行うことで、利用者の印刷ジョブを認証したフロア複合機等から出力するための設定追加作業」を追加いたします。 機器を監視するアプリケーションの設定については、システム監視の保守作業に含まれている認識です。 項番54 ・任意の複合機等でICカード認証を行うことで、利用者の印刷ジョブを認証したフロア複合機等から出力するための設定追加を行うこと。
49	別紙3 運用保守作業項目 一覧	93	項番57 複合機消耗品供給	「複合機に必要なトナー等の消耗品(用紙及びリステープル針を除く)の残量を確認し、配送等により供給を行うこと。」の記載について、交換作業は含まないことによいでしょうか。また供給は予備品を置く前提として、その補充によいでしょうか。	要件の明確化のため。		無	交換作業は含まれません。 複合機消耗品は執務室にて保管可能です。
50	別紙2 提供サービス・機能一覧(案)	94	項番93 機器保守	「各拠点に設置するネットワーク機器(WANルータ、L2スイッチ、アクセスポイント等)及び通信回線装置に障害が発生した場合には、オンサイト保守を行うこと。」と記載されておりますが、サーバーもオンサイト保守の対象の認識でよろしいでしょうか。認識に間違いが無ければこの作業内容についても記載頂けないでしょうか。	保守工数と費用の見積適正化に必要であるため。		有	サーバー及び複合機・プリンタもオンサイト保守対象に追加します。 項番93 サーバー、各拠点に設置するネットワーク機器(WANルータ、L2スイッチ、アクセスポイント等)、複合機、プリンタ及び通信回線装置に障害が発生した場合には、オンサイト保守を行うこと
51	別紙3 運用保守作業項目 一覧	94	項番71 セキュリティパッチ適用	「セキュリティ情報を収集し、脆弱性が発見された場合は、情報・研修館職員と協議のうえ、必要に応じてセキュリティパッチを適用すること。」の記載について、パッチは事前に試験環境等で影響調査を実施後、本番環境に適用する手順になると思われませんが、本業務の範囲外との認識でよいでしょうか。 もし、パッチ適用の事前の影響調査を本業務に含む場合は要件をご提示いただけないでしょうか	要件の明確化のため。		無	本業務の対象となります。 サーバー、PC、その他機器類の影響調査では「別紙2 提供サービス・機能一覧」に記載したサービス・機能を使える事を確認いただく想定です。 ただし情報・研修館職員と協議のうえ、情報・研修館職員が確認できる項目は情報・研修館職員担当とすることは可能です。
52	別紙4 サービスレベル項目 一覧	97	項番8 マルウェア等対策 マルウェア等侵入対策に係る検知後の連絡時間	「担当職員への連絡対応時間は、緊急度の高い検知は24時間365日。それ以外は開館日(9:00-17:00)とする。」との記載について、「連絡対応時間」とは連絡のみの対応でよいでしょうか。	要件の明確化のため。		無	サービスレベルで定義する「連絡対応時間」は、担当職員に連絡いただくまでの時間のみとなります。
53	別紙4 サービスレベル項目 一覧	97	項番9 不正アクセス対策 不正アクセス対策に係る検知後の連絡時間	「担当職員への連絡対応時間は、緊急度の高い検知は24時間365日。それ以外は開館日(9:00-17:00)とする。」との記載について、「連絡対応時間」とは連絡のみの対応でよいでしょうか。	要件の明確化のため。		無	サービスレベルで定義する「連絡対応時間」は、担当職員に連絡いただくまでの時間のみとなります。
54	文書名なし	-	-	導入した製品について、導入した時点で製品のサポート終了などの公開情報が無いにも関わらず運用期間中にサポート終了となり、後継製品への移行が必要になるケースが発生する可能性がございます。(Microsoft社のSkype for business、internet explorer 11等) この場合における、後継製品への対応作業は調達範囲外となり、別契約での対応となりますでしょうか。	運用作業の範囲について確認させていただきたいため。		有	後継サービスへの移行作業も調達範囲に含みます。 なお現時点で契約期間内のサポート終了が明確であり、且つ後継製品が発表されていない「日本語入力機能」「行政文書作成機能」は、本調達対象外とします。
55	文書名なし	-	-	端末のOSとしてはWindows10proと記載されておりますが、Windows10proについては、1年に1回メジャーバージョンアップを実施する必要があり、かつWindows11が発表されたことで運用期間中にWindows10のサポートが終了し、Windows11への製品移行作業を行う必要が発生する可能性がございます。このメジャーバージョンアップ対応及びWindows10からWindows11への製品移行作業については本調達の範囲外となり、別契約となりますでしょうか。	運用作業の範囲について確認させていただきたいため。		有	メジャーバージョンアップ対応及びWindows10からWindows11への移行作業は、調達範囲に含みます。 なおWindows11がリリースされたため、運用開始当初からWindows11とすることも可変更します。 別紙1要件定義書 3.11.(4)ソフトウェア ・Windows10のサポート期限である令和7年10月までに、クライアントPCのOSをWindows11にバージョンアップすること。 ・Windows10/Windows11の大型アップデート(FU)を行うこと。 別紙2提供サービス・機能一覧 2.クライアントPCサービス OS:MicrosoftWindows10 ProもしくはMicrosoft Windows11 Pro

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への回答
56	文書名なし	-	-	各運用保守作業について、運用作業のエビデンス(画面のハードコピーなど)を取得する必要はございますでしょうか。取得する必要がある場合は、取得の範囲や内容について詳細を記載頂けないでしょうか。	運用作業の範囲について確認させていただきたいため。		無	不正な操作や誤操作について作業ログから操作者、操作内容を特定できれば、エビデンスの取得は不要です。何らかの事情で操作者を特定できない場合は、エビデンスの取得が必要です。また、請負事業者において作業内容の検証を行うために必要な場合は、取得してください。